

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 6 年 8 月 26 日
担 当 課	スポーツ振興課スポーツ施設担当室

契約業者名・住所	日本体育施設 株式会社 東関東営業所 千葉県松戸市新松戸 4-251-203
工事等の名称	松戸運動公園陸上競技場改修工事
工事等の場所	松戸市上本郷 4434
種 別	土木一式
工事等期間	令和 6 年 8 月 27 日から令和 7 年 1 月 31 日まで
契約金額	33,880,000 円
工事等の概要	改修工事 1 式
随意契約の理由	松戸運動公園陸上競技場は陸上競技の大会が行われ、樹立された記録が信頼できることが保証される日本陸上競技連盟の 3 種公認を受けており、本事業は当認定を継続するために必要な改修を実施するためのものです。 本事業では『投てき可能な人工芝』の改修を予定しており、公認継続をするためには、当該人工芝を当初製造し、販売し、または施工した事業者においてフィールドテストの申請、手続きを行う必要があることを『投てき実施可能な人工芝敷設ガイドライン』で定められております。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号の規定により当初施工した日本体育施設株式会社と契約をすることが適当と考えられることから、随意契約を実施するものです。